

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十九号）（傍線部は改正部分）

改正案

現行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十九条第三項（同令第百四十条、第百四十二条第二項、第百四十二条及び第百四十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のようく定める。

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十八条第一項第一号及び第一号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 略

第二 令第百三十八条第一項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 略

第三 令第百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第百三十九条から第九十四条まで）と読み替えるものとする。

二 略

三 略

第三 令第百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

中「第九十条（表一）を除く。」第九十一条、第九十三条及び第九十四条」とあるのは、「第九十条から第九十四条まで」と読み替えるものとする。

一 略

二 略

三 略

令第十六号）第七条の規定を準用する。この場合において、同条第三項第二号中「第九十条（表一）を除く。」第九十一条、第九十三条及び第九十四条」とあるのは、「第九十条から第九十四条まで」と読み替えるものとする。

一 宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける場合

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設けるよう壁

三 宅地造成等規制法施行令第八条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁

四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十九条第三項（同令第百四十条、第百四十二条第二項、第百四十二条及び第百四十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のようく定める。

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十八条第一項第一号及び第一号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 略

第二 令第百三十八条第一項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 略

三 略

第三 令第百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。

一 略

二 略

三 略

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

一 宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける場合

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設けるよう壁

三 宅地造成等規制法施行令第八条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁

四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁